

**徳之島町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8年4月
徳之島町教育委員会**

目次

- 1. 計画の趣旨・現状 3
- 2. 目標 3
- 3. 計画の期間 4
- 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 4
- 5. 関連する取組・今後のフォローアップについて . . 7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校現場においては、教育職員の過重労働の深刻化や長時間労働の常態化が課題となっており、業務改善を組織的・継続的に進めていくことが求められています。

この計画は、学校における教育職員の業務量を適切に把握・管理し、過重労働や長時間勤務の是正を図ることで、教育職員の心身の健康を確保するとともに、教育の質を維持・向上させることを目的として策定されるものであります。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することは、児童生徒に対するよりよい教育の実現につながります。学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる勤務環境の実現を目指し、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「徳之島町立小・中学校の教員の勤務時間の上限に関する方針規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況等について、令和7年度上半期（4月～9月）は以下のとおりとなりました。

【令和7年度上半期の時間外在校等時間の状況等】

	1年間における1箇月平均 時間外在校等時間	月平均 0～45時間の割合	月平均 45～80時間の割合	月平均 80時間以上の割合
小学校職員	23.5時間	95%	5%	0%
中学校職員	36.0時間	82%	12%	6%

この結果から分かるように、本町においては規則に示した時間外在校等時間の上限を遵守した勤務管理が概ねなされています。

しかしながら、月45時間を超える職員も存在しています。また、教頭や三主任、部活動担当者の時間外在校等時間の長時間化が特に顕著な状況となっています。

こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき、本計画を策定します。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標

- ・ 年次有給休暇取得の平均年間取得日数を15日にする。
- ・ 定時退庁日を月6回以上設定する。

(3) 学校部活動の指導に関する目標

「徳之島町部活動ガイドライン」に則った適切な指導を実施する。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
- ・ 平日は少なくとも1日を休養日とする。
- ・ 土曜日及び日曜日は少なくとも、1日以上を休養日とする。
- ・ 土曜日及び日曜日については、大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。その際、生徒の疲労回復や規則的な生活等に配慮すること。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・ リフレッシュウィークについては、部活動を実施しない。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日（土曜日及び日曜日含む）は3時間程度とする。
- ・ 長期休業期間中の活動時間は、午前もしくは午後3時間程度とする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。（午前7時45分以降の正門解錠を目標）
- ・ 学校運営協議会やPTAなどを通じて、地域住民や保護者による通学路の見守り活動を推進します。
- ・ スクールガードリーダーを配置し、登下校時の通学路の巡回や学校への安全アドバイス等を強化します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察や少年補導員等が行う見回り等に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。

- ・ 校外生徒指導連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- (ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和10年度予算を目処に公会計化を実現します。
 - ・ PTA会費等の学校徴収金について、銀行口座振替で一括管理できるよう支援します。
 - ・ 入金管理や請求・通知機能、帳簿・集計作成等を行う専用の集金管理ソフトを整備します。
- (エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
- ・ 地域コーディネーターを配置し、ボランティアの募集や活動日等の調整を行います。
- (オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
- ・ 苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。
 - ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応マニュアルを明文化し、学校に提供します。
 - ・ 県で実施しているスクールロイヤー制度の積極的な活用を促します。
 - ・ 令和8年度中に、全ての小中学校に録音機能のあるナンバーディスプレイ電話機を設置し、心理的な負担の軽減を図ります。
 - ・ 時間外の教職員による対応は原則行わないこととします。
 - ・ 対応困難なケースの見極めや早期相談につながるスキルを高めることができるよう、管理職や教職員向けの「クレーム対応スキル研修（仮称）」を外部の専門家を招聘して開催します。
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
- (ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
 - ・ 国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会で予め確認し、内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。
- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦、⑧関係）
- ・ ホームページの作成や更新に係る支援を行います。
 - ・ ICT支援員を増員（3人以上）し、教職員の負担を軽減します。
- (ウ) 運動場や体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
- ・ 運動場や体育館の地域開放施設の管理業務について、管理指導員の積極的な活用を図ります。
- (エ) 学校プールの施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールの管理業務について、令和9年度中に外部委託を行います。

(オ) 校舎の解錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・ 教頭等、特定の職員に集中することがないように、職員の役割分担の見直しを推進します。
- ・ 県や他市町村の動向を注視しつつ、外部委託を検討します。

(カ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・ 校庭・体育館・廊下等での見守りを担うスタッフを配置します。
- ・ 児童生徒の休み時間に想定されるリスクについて、標準化されたマニュアルを作成し、各学校に提供します。

(キ) 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和10年度中を目標として、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を推進します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備（「3分類」⑭⑮⑯⑰関係）

- ・ 各学校の現状を踏まえ、必要に応じて教員業務支援員を配置します。
- ・ 校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(イ) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 地域・保護者・地域団体との協働体制を構築する支援を行います。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等と学校が組織として連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ 各学校において、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や

業務改善の取組が提案されるよう、衛星推進委員会等の充実を図ります。

- ・ デジタル技術の活用により校内・教職員間の事務・連絡業務や保護者対応業務等の校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況の向上につなげます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 令和10年度中に、学校における定時退校日を月6回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行います。
- ・ 教職員の健康及び福祉を確保するため、首長部局との連携を図ったり、外部有識者を含む会議体を設置したりするなど、働き方に関する専門的な助言を求める体制の構築に努めます。
- ・ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価の活用による学校レベルでのPDCAサイクルの取組を促進します。

4. 関連する取組、今後のフローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、総括安全委員会や定例の教育委員会、総合教育議において報告することとします。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たって、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職や教職員向けに公務DX等に関する研修を実施するな

ど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。